

告 示

埼玉県選管告示第二十七号

令和八年三月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区 川口市）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和八年二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

選挙長

埼玉県川口市

板 橋 智 之

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県川口市

岩 澤 勝 徳